



6月の新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ

4回目接種が始まります

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的とし、次の方を対象者として、4回目接種を実施します。

対象者

新型コロナウイルスの接種をするに3回受けた方のうち、次に該当する方

- ① 接種日時時点で60歳以上の方
- ② 18歳～59歳で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方※

*②に該当する場合は、市へ申請が必要です。

使用ワクチンの種類

- ・ 武田/モデルナ製ワクチン
- ・ ファイザー社製ワクチン

▽接種間隔/3回目接種から5か月以上経過していること。接種券は5か月経過前後に順次送付します。

予約方法

- (1) 対象者①のうち、令和4年3

1～3回目接種について

3回目接種の間隔が「2回目接種から6か月以上」から「5か月以上」に変更になりました。これを受けて、3回目の接種券は、2回目接種から5か月以降順次発送します。

6月は、個別医療機関での接種のみ(集団接種の予定はありません)。

▽対象/12歳以上の方
▽予約開始日時/6月8日(水)・23日(木)午前9時から予約枠が埋まり次第終了

使用ワクチンの種類

- ・ ファイザー社製ワクチン
- ・ 武田/モデルナ製ワクチン

※次の方は、ファイザー社製ワクチンのみです。

- ① 1・2回目接種の方
- ② 3回目接種の方で、かつ接種日時時点で12～17歳の方

小児(5～11歳)の接種について

▽接種日:6月26日(日)、27日(月)(2回目は3週間後の同曜日、同時刻に自動予約されます。)

**北斗市
新型コロナ
ワクチン
コール
センター**

☎0570-000-338

(受付時間)
平日午前9時～午後4時

令和4年度 後期高齢者医療保険料について

◇保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。料率は2年ごとに見直されており、令和4年度は次のとおりです。

均等割 【1人当たりの額】 51,892円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和3年中の所得－最大43万円)×10.98%	=	1年間の保険料 【限度額66万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	---	---	---

- ※前年の所得金額により、控除額が異なる場合があります。
- ※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。
- ※令和4年度の年間保険料は6月に決定し、個別に通知します。

◇保険料軽減措置

「均等割」には、世帯の所得に応じて3段階の軽減があり、令和4年度については次のとおりとなります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)	7割軽減	15,567円
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)	5割軽減	25,946円
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)	2割軽減	41,513円

65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

- ※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
- ・ 給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・ 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

◇保険料の納付方法

保険料の納付は、特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書払い・口座振替)があります。次のいずれかに当てはまる方は、特別徴収ができないため、納付書や口座振替により納めていただきます。

- ① 介護保険料が年金から引かれていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- ② 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方
- ③ 北斗市の後期高齢者医療制度に新しく加入された方

※新しく加入された方は①・②の条件に当てはまらない限り、右の表のとおり特別徴収へ変更となります。

※特別徴収の方は、口座振替によって普通徴収に変更することもできます。

北斗市の後期高齢者医療制度への加入月	特別徴収開始月
4月～9月	翌年4月
10月～11月	翌年6月
12月～1月	翌年8月(1月は当年)
2月～3月	10月

- 問 市役所国保医療課医療給付係 [内線124]
- 問 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

オレンジ封筒 が届いたら、必ず確認を。

月31日までには北斗市内の医療機関または集団接種会場で3回目接種を終えている60歳以上の方市で4回目の接種日時、会場を事前指定し接種券を送付します。接種は7月4日より開始予定です。

*接種券同封の案内に記載されている日時、医療機関、使用ワクチンなどの変更を希望される方は、または接種の希望がない方は、ご連絡ください。

(2) (1)以外の方

ご自身で予約が必要です。同封の案内をお読みになり予約してください。

②基礎疾患を有する方

申請受付は6月1日(水)より開始します。なお、申請は自己申告制で、診断書等は不要ですが、予約時に病名を記入する必要があります。

※基礎疾患を有する方の範囲

I 以下の病気や状態の方で、通院または入院している方

1 慢性の呼吸器の病気

2 慢性の心臓病(高血圧を含む)

- 3 慢性の腎臓病
- 4 慢性の肝臓病(肝硬変等)
- 5 インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- 6 血液の病気(ただし鉄欠乏性貧血を除く。)
- 7 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
- 8 ステロイドなど、免疫機能を低下させる治療を受けている
- 9 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 10 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など)
- 11 染色体異常
- 12 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- 13 睡眠時無呼吸症候群
- 14 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

申請方法

①市公式ホームページからインターネット申請
<https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/12679.html>

②市役所保健福祉課または分庁舎、両支所窓口を設置してある申請書に必要事項をご記入のうえ、3回目接種済証の写しを添付し、郵送してください。

*申請書は市公式ホームページからダウンロードできます。

*窓口混雑緩和のため、インターネット申請および郵送申請にご協力願います。

郵送先 市役所保健福祉課健康推進係「新型コロナウイルスワクチンコールセンター」行

施設入所者について

4回目接種の対象者で、現在、高齢者施設や障がい者施設に入所している方は、施設の担当者に接種方法をご確認ください。

III 満の方

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた方

注意 ワクチンキャンセルバンクについて<着信番号 86-5671または86-5672> ワクチンキャンセルバンクに登録している方には、随時接種のご案内の連絡を差し上げています。連絡がつかない方や折り返しのご連絡がない方へは、市からの連絡を今後中止しますのでご了承ください。